

天理市告示第 109 号

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を実施するので、同法第 7 条の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 5 月 14 日

天理市長 並河 健



- 1 国土調査として事業計画が定められた年月日

令和 3 年 4 月 1 日

- 2 調査を実施する者の名称

天理市

- 3 調査地域

天理市前栽町の一部地域、天理市南六条町の一部地域

- 4 調査期間

令和 3 年 5 月 14 日から

令和 4 年 3 月 31 日まで